

○唐津市立学校通学区域審議会条例

平成17年1月1日
条例第285号

(設置)

第1条 唐津市立小学校及び中学校の通学区域の調整を図るため、唐津市立学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の通学区域の設定又は改廃に関する事項を調査審議し、意見を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学校区の代表者
- (4) [前3号](#)に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会が必要と認めた場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 審議会に事務局を置く。

2 事務局に職員若干人を置き、市長の事務部局及び教育委員会の事務部局の職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委任)

第8条 [この条例](#)に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

[この条例](#)は、平成17年1月1日から施行する。